

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第15回）
開 催 日	平成24年12月18日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後8時45分 まで
開 催 場 所	白岡市役所 3階 庁議室
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	<p>会 長 齋藤 信治 副会長 神田 芳晃 委 員 大八木健夫</p> <p>委 員 清水 律子 委 員 本田 尚子 委 員 宮崎 博</p> <p>委 員 矢島 静江 委 員 山口 孝雄 委 員 渡部 勲</p> <p style="text-align: right;">計 9 人</p>
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	<p>委 員 内山 欣春 委 員 柴山 利幸 委 員 柳 祐作</p> <p style="text-align: right;">計 3 人</p>
説明員の職・氏名	<p>市民協働課</p> <p>参 事 金子 勇二 課長補佐 河野 彰</p> <p>主 査 千葉 智則 主 査 金子 敬相</p>
事務局職員の職・氏名	<p>市民協働課</p> <p>参 事 金子 勇二 課長補佐 河野 彰</p> <p>主 査 千葉 智則 主 査 金子 敬相</p>
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第15回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・ 第14回自治基本条例市民推進会議の検討結果 【資料番号1】 ・ 和光市市民参加条例（住民投票部分の抜粋） 【資料番号2】 ・ 市民請求に必要な署名数 【資料番号3】 ・ 第13回自治基本条例市民推進会議会議録 【資料番号4】 ・ 第14回自治基本条例市民推進会議会議録 【資料番号5】 ・ 第16回自治基本条例市民推進会議開催通知

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
金子参事	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
	3 議題 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を努める。)
事務局（千葉）	(1) 前回会議の会議結果について 資料1に基づき、前回会議の検討結果について説明を行った。また、和光市の住民投票制度についても説明を行った。
齋藤会長	事務局の説明が終了した。「今後の条例検討スケジュール」について、ご意見をお願いしたい。
A委員	事務局から「必要となる署名数を集めれば、どんな事項でも住民投票を実施する。」という意見が前回の会議で委員から出された説明があったが、そのような意見は出されたか。
事務局（千葉）	事務局の誤解だったら申し訳ないが、「一定数以上の住民の署名が集まれば、重要事項に当たるので住民投票を実施すべきではないか。」という御意見があり、その議論の延長線で「必要となる署名数を集めれば、住民投票の実施を義務化してもよいのではないか。」という話があったと思ったので、先ほどの説明をさせていただいた。
A委員	そのような意味であれば、意見があったかもしれない。
B委員	前回の会議では、「法律に違反する条例は作れないし無効であるが、市長の判

	<p>断で住民投票に付することができる範囲が狭められることのないように、ハードルを下げるべきである。」という話し合いがあった。ただ、「一定以上の署名が集まれば、なんでも住民投票に付すべきである。」という意見はなかったのではないか。</p>
事務局（千葉）	<p>考え違いであったかもしれない。申し訳ない。</p>
A委員	<p>前回の会議では、一定以上の署名を集めても、無条件に強制的に住民投票を実施するという規定は、法律違反になるかもしれないということであった。和光市でも、未だに住民投票が実施されたことはないとのことなので、実際に違反しているか否かはわからないのではないか。</p> <p>もし、和光市で6分の1以上の署名を集めて住民投票の請求がされて市長が無条件で投票を実施した場合に、それは違反ではないかと誰かから言われる可能性があるのか。</p>
事務局（千葉）	<p>市民の中には、投票を実施すべきだと考える人もいれば実施しない方がよいと考える人もいる。法律に触れるような事項で住民投票を行うと、地方自治法に基づく、「住民監査請求」という制度により、投票反対派の人から不正な財政支出であると指摘される恐れがある。</p> <p>事務局としては、法に触れることなく、市民の方に納得していただけるような条例にしていきたいと考えている。</p>
C委員	<p>明らかに法律に違反するものを住民投票の対象にしないということは当然のことである。ただ、市民の気持ちとしては、市長が恣意的に、理由も明らかにせずに住民投票の対象にしないものを決める様なことがあっては困るので、条例には、はっきりとした基準を規定する必要があると思う。</p>
B委員	<p>和光市市民参画条例第6条第2項に規定されている事項は、住民投票の対象から除外される事項としては当たり前のことである。</p>

D委員	「緊急を要する事項」や「軽易な事項」などは、市長の判断でどのようにでも住民投票の対象としないことができちゃうのではないかと。
B委員	緊急を要する場合の期間とはどれくらいの期間をいうのか決めておいた方がよいと考える。
E委員	和光市の例でいいと思ったのは、「その他住民投票に付すことが適当でない」と認められる事項」という規定がないことである。
齋藤会長	<p>前回会議の内容を御確認いただいた。これらの内容を踏まえ、作業部会で提言書の案を作成するというのでよいか。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>(2) 住民投票条例に規定すべき事項に関する具体的検討Ⅱ</p> <p>①住民投票の請求資格者について</p>
事務局 (千葉)	事前に配布した資料1に基づき説明を行った。
F委員	<p>以前の会議で、住民投票の費用は1千万円以上かかるという説明があった。</p> <p>また、選挙権を有する人以外の人に住民投票の投票資格を付与すると、選挙の投票所と同じ場所を住民投票の投票所とすることが難しくなるとの説明があった。</p> <p>前回の会議では、投票資格者を18歳以上とした方がよいと答えたが、費用の節約のために住民投票を通常の選挙と同時に実施するのか、また、費用がかかったとしても選挙とは別の日に住民投票を行うこととするのかによって、投票資格者の年齢をどうするのが変わってしまう。</p>
A委員	通常選挙と有権者が違うと、同一の投票所での投票ができないのもあるし、選挙運動なのか住民投票の運動なのか見分けがつきにくいなどの問題もあるので、通常選挙と同日に住民投票を実施するのは問題あるのではないかと。

D委員	<p>費用はかかるが別の日に実施することとしたほうがよいと思う。</p> <p>東京都の住民投票は、都内のどこかの選挙と重なってしまったため、住民投票の時期を延期したという事例がある。</p>
G委員	<p>費用がかからない方法は別途考えることとし、住民投票は選挙とは一緒に実施しないということがよいのではないか。</p>
B委員	<p>請求資格者と投票資格者の範囲については、別々に検討しても同じような結果になる。また、それらを別々の範囲にした時には、その理由付けがとても大変になる。請求資格者と投票資格者を同一の範囲とすることとして、一緒に検討するべきではないか。</p>
齋藤会長	<p>請求資格者と投票資格者の範囲は同一のものとして一緒に検討するべきではないかの御意見があったが、そのように検討してよろしいか。また、詳細については、作業部会で改めて検討することとしたいが、それでよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局 (千葉)	<p>②住民投票の請求要件について</p> <p>事前に配布した資料2に基づき説明を行った。</p>
事務局 (河野)	<p>資料3に基づき、他市町の市民投票に必要なと思われる署名数及び白岡市において3分の1から10分の1の割合を設定した場合に、それぞれ必要となる署名数について説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局から、市民が住民投票を請求する際に必要となる要件、また、議会が住民投票を請求する際に必要となる要件を検討してほしいとの説明があったが、議会については、地方自治法の規定により12分の1以上の議員の賛成により条例案を提案し、過半数の議員の賛成により可決されれば、条例を制定で</p>

<p>C委員</p>	<p>きることとなっている。そのようなことを考えると、議会の請求要件を定めることはあまり意味がないように思うが、皆さんの御意見を伺いたい。</p> <p>市民と議会是一緒に検討すべきではないか。議会議員は市民5万人に対して18人である。地方自治法により条例等の発議ができるとのことであるが、12分の1で2人、住民投票条例で請求要件を3分の1としても6人である。それに対して市民が住民投票の請求をする場合の要件を3分の1以上ということにしたら、1万3千人以上の署名数が必要となる。</p> <p>我々は市民としての立場で考えなければならない。市長や議会議員は我々市民に対して圧倒的に優位な立場であるわけだから、それに対して我々市民が思いを通して行くためにはどのようにしたらよいのかというバランスを考えなければならないと思う。</p>
<p>A委員</p>	<p>住民が一定数以上の署名を集めて住民投票を請求したら、市長は実施しなければならないという規定を作るのであれば、議会の要件は規定してもしょうがないのではないか。</p>
<p>B委員</p>	<p>先ほども話があったが、議会は、地方自治法の規定により12分の1以上の議員の発議によって提案された議案を過半数の議員の賛成により可決すれば、住民投票条例を制定することができる。それでもあえて3分の1以上の議員の発議が必要であるという規定を紳士協定的に定めるという考えもある。しかしながら、場合によっては地方自治法の規定の方が使われてしまい、住民投票条例の規定が意味のないものになってしまう可能性もある。</p> <p>また、近年、議員数が減ってきており議員の権限が重くなってきていることなどから、住民投票に関する議会の要件について規定していない市町が多くなってきている。</p>
<p>C委員</p>	<p>市長、議会は市民から選ばれてきている人なのだから発議できることは基本であるが、市民も平等に権利を持つべきであり、市長、議会と市民の請求要件に差があってはおかしいのではないか。10分の1や50分の1の署名であっ</p>

D委員	<p>でも住民投票を請求できるようにし、その代わりに、投票率が50%以上でなければ成立しないという規定にしたらどうか。3分の1以上とした場合、1万3千人以上の署名を集めることになり非常に実現が難しくなると思う。住民投票のハードルを上げてしまうと、市民が本来持っているべき権利が保障されないということになってしまう。</p> <p>市長選挙における市長の得票数が、有権者数の約4分の1であったことを考えると、あまりハードルを高くすると署名を集めるのが難しくなる。ただ、住民投票を乱発されても困るので、その辺りのバランスを考慮しなければならないと思う。</p> <p>それを考えると、私は、必要署名数は有権者の5分の1以上か6分の1以上とするのがよいと思う。そして、逆に投票率が低くても開票を行うこととした方がよいと考える。</p>
事務局（金子）	<p>渡部委員の市民の請求要件を確認させていただきたい。</p>
C委員	<p>10分の1以上でよい。ただ、確実に民意を吸い上げたいという立場からすれば、請求を出す前から住民投票は実現できないという制度にならないようにしたい。また、市長や議会議員が容易に発議できるのに対し、市民のハードルはどうすべきなのかということをしっかりと考えていくべきでだと思う。</p>
F委員	<p>私は6分の1以上がよいと思う。</p>
H委員	<p>有権者人口は地域によって偏りがあると思うが、地域毎の有権者数はどのようになっているか。地域でまとまって住民投票の請求が行われては困るので確認したい。</p>
事務局（千葉）	<p>広報紙に掲載された投票所毎の有権者数を参考に、小久喜地区には多くの有権者が住んでいること。また、市街地に比べて日勝地区や大山地区の有権者数は少ないことを説明した。</p>

H委員	有権者数が多い地域の人だけの考えで住民投票が行われることは、その他の地域の人にとっては好ましくないこともあると思う。そうなると、あまり低い割合にしない方がよいのではないか。
B委員	逆に高い割合になると有権者人口の少ない地域の人、外の地域の人からも署名をもらわなくてはならないので、その地域のことに関する住民投票の請求をするのが大変になってしまう。
齋藤会長	いろいろな考え方を踏まえてどのくらいの割合がよいのかお考えいただきたい。
H委員	私は4分の1以上がよいと考える。
A委員	要件として決められた署名数を集めることができれば、市長は住民投票を実施しなければならないという規定にするのであれば、私は4分の1以上がよいのではないかと考える。
I委員	住民投票の費用は税金で賄われるのであろうし、住民投票の実施にあまり積極的でない人にとっては1000万も税金を使われることは嫌なことだと思うので、相当数の署名が必要だと考える。また、署名する人が少ないということは、投票率も低くなる可能性もあるわけだから、私は4分の1以上がよいと考える。
D委員	4分の1以上だと市長を当選させるくらいの署名が必要になる。
A委員	署名が集まれば必ず住民投票を実施するというのであればその位のハードルが必要になるのではないか。
事務局（千葉）	署名は集める人がもらいに行くものであり、投票は、権利を持っている人が投票所に出向いてするものである。住民投票に必要な署名数と選挙の投票

	<p>率は別のものであるということを御理解いただきたい。</p>
A委員	<p>住民投票の投票率のことを考えると、少なくとも4分の1以上の署名が必要となるのではないかと思います。</p>
C委員	<p>そうなると、議会も5分の4以上の議員の賛成がなければ請求できないという要件にしないとバランスが取れなくなる。</p>
I委員	<p>私は、住民投票を実施しやすい方がよいと思っているので、議員が住民投票を発議しやすくてもかまわないと考えている。</p>
E委員	<p>私は6分の1以上がよいと考える。署名が集まるのと投票に行くのは別問題であるが、市長の得票数ほどの署名を必要とするとハードルが高すぎると思う。</p>
B委員	<p>住民投票を実施した結果を市長や議会に尊重してもらうためにも、実施の要件は厳しい方がよいと考えるので、私も4分の1以上がよいと考えている。その代わりに、できるだけ請求資格者の範囲を広げたいと思っている。</p>
G委員	<p>住民投票条例はたくさんの市町村で作っているが実施している事例が見当たらない。恐らくは、ハードルが高くて住民投票を実施したくてもできないのではないかと思います。制度が定着するまではハードルを低くしておき、住民投票の請求が頻発するようであれば少しずつハードルをあげればよいのではないかと考えている。そういう意味で、私は市民の請求要件は10分の1以上が良いと考えている。</p>
D委員	<p>今年の5月に鳥取市で庁舎の整備方法を問う住民投票が行われた。庁舎を耐震改修するか、移転新築するのかについて住民の投票に付したもので、100億円を投じて新庁舎を建築することが議会で承認されていたが、それを不服とする住民が署名活動を行い、必要数を集めたことにより、市長が住民投票を実施した。投票の結果、庁舎の整備は耐震改修により行われることとなった。</p>

C委員	<p>住民投票は、議会と市長の意見に相違がある場合や対立があるような場合に必要となるものなので、やたらと実施されるべきものではないと考える。ただ、住民投票の実施に向けた行動を起こすということは大変なことである。それなりのハードルが必要であるとの意見もあるが、実現の可能性がある範囲内で考えていければと思う。</p>
齋藤会長	<p>市民の請求要件については、皆さんから御意見をいただき意見交換を行うことができた。続いて議会の請求要件について御意見をいただきたい。</p>
B委員	<p>議会については、地方自治法の規定もあるし要件を検討することはあまり意味がないのではないかと。ただ、議会も住民投票の請求ができるということを規定しておけばよいのではないかと。</p>
金子参事	<p>市民は有権者の50分の1以上の署名を集めれば議会に対して住民投票条例の制定について請求することができる。他市町では、その規定を根拠として、市長に対して直接住民投票の請求をする方法と、議会に対して住民投票に関する条例を制定してほしいと要請する方法を併せ持っているところもある。</p>
C委員	<p>和光市の住民投票制度のようなものか。</p>
金子参事	<p>そうである。</p>
C委員	<p>本来は代議制なのであるから市民が議員に働きかけを行っていくべきなのだが、それが通らないケースもあるのでその時には住民投票を行うということになる。</p>
B委員	<p>本来は、いきなり住民投票をやろうとしなくても、議会を通して市民の意向を踏まえたまちづくりを進めてもらえばよい。そうすれば、余計な費用もかからない。</p>

齋藤会長	<p>市民及び議会の請求要件についても、たくさんの御意見を出していただいた。これらの御意見を提言書としてまとめるため、作業部会を開催して案を作成させていただくこととしてよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
齋藤会長	<p>4 その他</p> <p>事務連絡について、事務局に説明を求める。</p>
事務局（千葉）	<p>次回会議の日程及び前回会議の会議録について説明、依頼を行った。</p> <p>(質疑なし)</p>
金子参事	<p>5 閉会</p> <p>閉会を宣する。</p>